

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point

①

障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

	令和5年度		令和6年4月		令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	⇒	<u>2.5%</u>	⇒	<u>2.7%</u>
対象事業主の範囲	43.5人以上		<u>40.0人以上</u>		37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

Point

②

除外率が引き下げられます。(令和7年4月以降)

除外率が、各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、令和7年4月1日から以下のように変わります。(現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。)

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	<u>5%</u>
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	<u>10%</u>
・港湾運送業 ・警備業	<u>15%</u>
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	<u>20%</u>
・林業（狩猟業を除く）	<u>25%</u>
・金属鉱業 ・児童福祉事業	<u>30%</u>
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	<u>35%</u>
・石炭・亜炭鉱業	<u>40%</u>
・道路旅客運送業 ・小学校	<u>45%</u>
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	<u>50%</u>
・船員等による船舶運航等の事業	<u>70%</u>



▶精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）。

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになります。

▶一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

障害者雇用・障害者専用求人についてのご相談は管轄のハローワークまで

■ハローワーク高松

〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3

TEL 087-806-0043

(部門コード:障害者専用求人31#,障害者雇用46#)

■ハローワーク丸亀

〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36

TEL 0877-21-8609

(部門コード:32#)

■ハローワーク坂出

〒762-0001 坂出市京町2-6-27

TEL 0877-46-5545

■ハローワーク観音寺

〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6

TEL 0875-25-4521

■ハローワークさぬき

〒769-2301 さぬき市長尾東889-1

TEL 0879-52-2595

■ハローワーク東かがわ

〒769-2601 東かがわ市三本松591-1

TEL 0879-25-3167

■ハローワーク土庄

〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-3

TEL 0879-62-1411

雇用関係助成金についてのご相談は 助成金センターまで

■香川労働局 助成金センター

〒760-0019 高松市サンポート2-1

高松シンボルタワー タワー棟12階

TEL 087-823-0505

開庁日・時間

平日 8:30~17:15

(土日祝日及び年末年始を除く)

障害者関係の→
助成金はこちら

